

公法 96-565-9. 22. 1980

公法 96-565

第 96 回議会

ハワイ州カラウパパ国立歴史公園の設立及びその他の目的のための法律

招集されたアメリカ合衆国連邦議会上下両院により制定される。

第 101 節

ハワイ州モロカイ島カラウパパ居住地における、独自の国内外的に重要な文化的、歴史的、教育的及び景観的な資源の保護を図るため、カラウパパ国立歴史公園を設立する（以下「公園」という）。

第 102 節

連邦議会は、以下の事項が、公園の主たる目的を構成することを宣言する。

- (1) 現在と未来の世代の教育と創造性のために、カラウパパ居住地を保存し解釈すること。
- (2) よく管理された共同体を建設し、カラウパパのハンセン病患者が望む限りカラウパパに残ることを保証すること、彼らの現在の生活様式、プライバシーを保護すること、共同体の現状を調査・保存・維持すること、貴重な歴史的建造物、ハワイの伝統的遺跡、文化的価値、あるいは自然環境を調査・保存・維持すること、一般市民による制限された訪問を提供すること。
- (3) 可能なかぎり、患者と原住民により居住地を保護し解釈すること、居住地の文化・歴史・教育・景観資源の管理と解釈に関わる人々に対して技能訓練を提供すること。

第 103 節

公園の境界は、公式番号 P07 80024, 1980 年 5 月付「境界図・カラウパパ国立歴史公園」によって描かれた区域内の土地・海域・利益を含む。境界図は資料として記録され、内務省国立公園局のワシントン・コロンビア特別区役所もしくはカラウパパの現地事務所で縦覧することができる。内務長官（以下「長官」という。）は、「連邦官報」(Federal Register) に、改訂後の境界図あるいはその旨の説明を加えることにより、公園の境界の軽微な改訂をすることができる。

第 104 節

- (a) 公園の境界内で、長官は、贈与もしくは交換により、そして所有者の承諾を得た場合に限り、ハワイ州及びその行政的小区域により所有されている土地を入手することができる。

そのような交換は、1968 年 7 月 15 日に承認された法律 (82 Stat. 354) 第 5 節

- (b) (c) の規定に従って行われなければならない。1920 年ハワイアン・ホームステッド法 (Hawaiian Homes Commission Act of 1920) に規定されているように、

ネイティブハワイアの利益のため信託に付されている公園内の財産と引き換えに、ハワイ州もしくはその行政的小区域に譲渡された財産は、連邦法の問題として、保護下の財産と同程度の衡平法上の不動産権を得ることを条件として、譲受人によって保有される。HHCA 第 203 節に定める「所有可能な土地 (available lands)」の交換は、上記法律第 204 節に従うものとする。合衆国では、公園内の財産の権限の帰属は、公園内での交換により取得した財産に関して、衡平法上の不動産権を消滅させる。

- (b) 長官は、贈与、寄付金又は歳出資金による購入、あるいは交換により、公園内にある私有地を取得する権限が与えられている。
- (c) 長官は、公用収用以外の、前記いずれかの方法により、当該公園の領域外または他の国立公園システムユニットの領域外で、ハワイ州内にある土地・水域・利益を確保する権限を有する。そして、それらをハワイアン・ホームランド局に譲渡することで、同局の所有する土地・水域・利益と交換することができる。このような交換は、いかなるものであっても、本節の (a) 項に定められた規定に従うものとする。

第 105 節

- (a) 長官は、1916 年 8 月 25 日付法律、1935 年 8 月 21 日付法律、または本法の規定に基づき、公園を管理し運営する。
- (b) (1) 長官は、所有者の承認を得て、施設と歴史的建造物の重大又は緊急の安定化を行ったり、一時的な事務所スペースを確保したり、公園内の連邦政府所有でない財産に関する暫定的解釈や訪問者へのサービスを行うことができる。
- (2) 長官は、遺跡、施設、及び歴史的、自然的、建築的、文化的に重要な資源を保存、保護、維持、構築、再構築、開発、改善、解釈するために、公園内の財産の所有者又は 2 人以上の所有者との間で協力協定を求め、協定を結ぶことができる。

これらの協定は、存続期間は 20 年以上とし、相互の合意により延長、見直しができ、また協定には、長官は、適時、解釈その他の目的のために公的財産の一部を入手する権利を与えられるという条項及び相互の合意なしにいかなる変更・交代も行われえないという条項を含むが、これに限定されるものではない。

これらの協定は、終了期間に先立ち終了する場合、あるいは終了期間が延長される場合に、所有者は、合衆国に対し、財産に加えられた増築物の公正市場価値の増加相当額につき責任を負うことを定めなければならない。上述の市場価値は、協定終了時点若しくは長官が選択した時点で決定されるものとし、長官は、そのような協定終了から妥当な時間内にそのような増築物を取り除くことができる。これらの協定終了時に、合衆国が、合理的な時間内に、これらの増築物を取り除いて原状に戻すことを望まない場合には、増築物は所有者の財産となる。

- (3) (1) で許可を得た緊急的、一時的、暫定的な活動を除き、所有者との協

定に基づく支出でない限り、本法に基づいて充当される資金は、非連邦財産には使用されない。

- (4) 長官は、対象となる財産が、カラウパパ居住地の重大かつ本質的な歴史的建物の一部をなし、国家的に重要な歴史的風土や出来事を理解するうえで国民の利益のため必要かつ適切な範囲でのみ、宗教的もしくは宗派的な目的のために使用される構造物やその他の財産を安定させ修復することができる。

第 106 節

カラウパパ居住地に住むハンセン病患者の特別ニーズに関して、下記のとおり規定する。

- (1) 患者が指示する限り、長官は、一日 100 名を超えて、居住地への一般訪問者を許可しない。
- (2) 患者への健康管理は、ここに認めたものを除き連邦政府のプログラムによる支援を受けてハワイ州が引き続き提供する。
- (3) 長官は、患者に対し、他の法規にかかわらず、食事、宿泊設備、移動手段、ツアー及びガイドなどのサービスを含む収益を生み出す訪問者サービスの優先交渉権を与える。
- (4) 患者は、連邦政府の定める狩猟法規に関係なく、魚や野生動物といった資源を採取し、活用する権利を引き続き保有する。
- (5) 患者は、適用されるハワイ州及び連邦の法令に従い、伝統的な目的のために植物やその他自然資源を活用する権利を引き続き保有する。

第 107 節

以下の諸規定は、雇用と訓練に対するハンセン病患者と原住民の追加的が必要によって設けられた（本編で使用されている「ネイティブハワイアン」という用語は、1778 年以前からハワイ諸島に居住していた人種の血を少なくとも 2 分の 1 以上受け継ぐ子孫を指す。）

- (1) 他の法律の規定にかかわらず、長官は、公園管理のために設立された役職には資格を与えられた患者と原住民を最優先するものとする。資格を与えられた患者と原住民の任命は、他の階級の候補者を優先する連邦公務員法のいかなる規定も顧慮されず、また、通常なら適用される人材の数値限定も顧慮されない。
- (2) 長官は、患者や原住民に対して、(1) で言及された役職に任命するために求められる技能、訪問者サービスに携わるために必要な技能の訓練の機会を提供する。

第 108 節

- (a) カラウパパ国立歴史公園諮問委員会（以下「委員会」という。）を設立する。この委員会の委員は、長官によって任命される任期 5 年の 11 名より構成される。
- (1) 内 7 名は、患者団体によって選ばれた患者もしくは元患者であること
- (2) 内 4 名は、ハワイ州知事により推薦された人物から任命され、少なくとも 1 名は原住民であること。
- (b) 長官は、1 名を議長として指名する。委員会のいかなる空席も、当初の任命と同じ方法によりその欠員を埋めること。

- (c) 委員会の委員は無報酬とする。長官は、委員会がこの法令に定めた目的追行のために適切な範囲で使用した費用に対しては、委員長の署名がある領収書があれば支払いが認められる。
- (d) 長官は、訓練プログラムを含む公園の発展と運営に関して、委員会に相談・助言を求めることができる。加えて、委員会は長官に対して、公園への一般客の訪問についても助言を行う。この場合、人数制限などに関する助言は、委員会が公式のカラウパパ登録簿に登録された患者による住民投票によって示されたものであることを長官に証明すれば、強制力をもつものとする。
- (e) 委員会は、本法施行日から 25 年で満了するものとする。

第 109 節

カラウパパに住人が存在しなくなった時には、長官は、適切と考える変更を検討するため公園の運営・管理・一般使用を統括する政策を再評価する。

第 110 節

1981 年 10 月 1 日から有効とし、本編の目的を実行するために、土地や利益の確保のために 2,500,000 ドル、開発のために 1,000,000 ドルを超えない限り、金額を計上することができる。
